

## 国民年金保険料の納付方法

選べて便利

## 口座振替でのお支払い

手間がかかりず、納め忘れを防ぐことができます。まとめて前払い（前納）すると国民年金保険料が割り引きされます。

□座振替を希望する人は、「国民年金保険料」口座振替納付（変更）申出書兼還付金振込方法（変更）申出書」を年金事務所（郵送可）または口座振替を希望する金融機関に提出してください。

※マイナポータルからログインし、「ねんきんネット」上で手続きをなすことができます。

※マイナポータルからログインし、「ねんきんネット」上で手続きをなすことができます。

クレジットカードでのお支払い

希望する人は、年金事務所へお問い合わせください。

※前納も利用できます。

## 納付書でのお支払い

・金融機関、郵便局、「コンビニ」（コンビストア）で納付

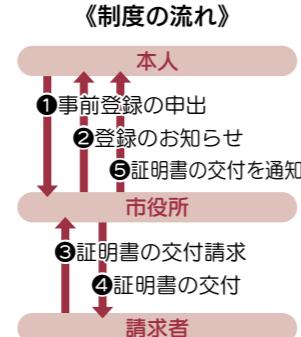
・電子納付（Pay-easy（ペイジー）・インターネットバンキング等）で納付

・スマートフォンからの電子決済で納付

※前納を希望する人は、年金

証明書  
「本人通知制度」に登録しませんか

市ホームページ



「本人通知制度」は、戸籍謄本等の証明書を本人の代理人や第三者の請求により交付した場合に、事前に登録をした本人にお知らせする制度です。不正取得の早期発見や大切な個人情報を守ることにつながります。

- 対象の証明書** 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍附票の写しなど
- 対象の請求** 代理人からの請求（本人等の委任状による）、職務上請求（弁護士、司法書士など）、自己の権利行使や義務履行に必要な請求
- 登録できる人** 南あわじ市に住民票または本籍を有する人（転出者や除籍者を含む）
- ※登録の方法など詳しくはお問い合わせください
- 問合せ窓口センター ☎ 43・5212

## 民生委員・児童委員等の改選

民生委員・児童委員および主任児童委員は、3年の任期満了に伴い、一斉改選となりました。令和7年12月から、新たに148人の民生委員・児童委員と、9人の主任児童委員が選任されています。民生委員・児童委員に相談などをされる際には、福祉課まで新しい担当委員をご確認ください。※再任により、交代していない区域もあります

## 訂正とお詫び

広報1月号2頁および3頁に掲載しました「令和7年南あわじ市10大ニュース」の記事に誤りがありました。次のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

- 3月 「自治体トイレカーリサ災害時相互派遣に関する協定」の締結
- 10月 南あわじ市役所が「Gen-AI HR Awards 2025」公共セクターでグランプリ受賞

## マイナンバーカードのマイナンバー出張申請受付（個別訪問）

マイナンバー

身体的な理由などで市役所まで行くのが難しい人を対象

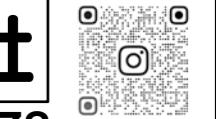
に、平日に職員がご自宅などを訪問し、マイナンバーカードの申請（新規・10年目のマイナンバーカード更新）をサポートする個別訪問の予約を受け付けています。入院・入所中の人は、病院や施設と調整の上、市内に限り訪問が可能です。

※完全予約制

※希望する日時に沿えない場合もあります

※5年目の電子証明書の更新は市役所での手続きとなりますが、困難な場合は更新通知に同封している委任状を使用することができます。

従業員募集中！



MATSUI\_DEVELOPMENT

事務所ねんきん加入者ダイヤルまで「1」連絡ください  
☎ 0570-003-004  
**「ねんきんネットを活用した納付書によるない納付」**  
納付書が手元になくても、「ねんきんネット」からオンラインで「ねんきんネットバンキング等を利用してPay-easy（ペイジー）納付ができる仕組みです。「ねんきんネット」から納付された保険料を納付できます。

## 明石年金相談

出張年金相談

明石年金事務所管内

△申込先 明石年金事務所

お客様相談室

☎ 078-912-4983

音声案内①→②の順に選択

△受付時間 2月25日（水）

※満席になり次第受付終了

△申込先 明石年金事務所

問合せ窓口センター

☎ 43・5212

市ホームページ

QRコード

## ■確定申告に必要なもの

対象者	必要な書類（提示またはコピーの提出）										
すべての人	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード（※税務署で申告の場合のみ、2種類のパスワードが必要です）</li> <li>マイナンバーカードをお持ちでない人は、マイナンバーを確認できる書類（通知カードか住民票等）と身元確認書類（運転免許証かパスポート等）</li> </ul> <p>※マイナンバーは申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者および相続人の記載が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>還付金がある人は、申告者名義の口座番号がわかるもの</li> <li>確定申告の利用者識別ID・パスワード（お持ちの人）・前年分の申告書の控え（お持ちの人）</li> </ul>										
右の所得のある人	<table border="1"> <tr> <td>給与 公的年金等</td><td>源泉徴収票（※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行は、ねんきんダイヤル☎ 0570-05-1165へお問い合わせください）</td></tr> <tr> <td>事業・農業 不動産</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>収支計算書、帳簿など（あらかじめ作成しておいてください）</li> <li>畜産農家の人は、令和7年中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況など牛台帳、売却証明書</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>雑、一時所得者</td><td>収入や経費が分かる書類</td></tr> <tr> <td>医療費控除</td><td>医療費控除の明細書（医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください）、医療費通知「医療費のお知らせ」等</td></tr> </table>	給与 公的年金等	源泉徴収票（※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行は、ねんきんダイヤル☎ 0570-05-1165へお問い合わせください）	事業・農業 不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計算書、帳簿など（あらかじめ作成しておいてください）</li> <li>畜産農家の人は、令和7年中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況など牛台帳、売却証明書</li> </ul>	雑、一時所得者	収入や経費が分かる書類	医療費控除	医療費控除の明細書（医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください）、医療費通知「医療費のお知らせ」等		
給与 公的年金等	源泉徴収票（※公的年金のうち日本年金機構分の源泉徴収票再発行は、ねんきんダイヤル☎ 0570-05-1165へお問い合わせください）										
事業・農業 不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>収支計算書、帳簿など（あらかじめ作成しておいてください）</li> <li>畜産農家の人は、令和7年中の飼育牛（子牛も含む）の生年月、異動状況など牛台帳、売却証明書</li> </ul>										
雑、一時所得者	収入や経費が分かる書類										
医療費控除	医療費控除の明細書（医療等を受けた人、医療機関ごとに集計しておいてください）、医療費通知「医療費のお知らせ」等										
右の控除を受ける人	<table border="1"> <tr> <td>社会保険料控除</td><td>国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書 ※紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。ねんきん加入者ダイヤル☎ 0570-003-004</td></tr> <tr> <td>生命保険・ 地震保険料控除</td><td>支払保険料の証明書</td></tr> <tr> <td>寄附金控除</td><td>寄附金領収書等</td></tr> <tr> <td>障害者控除</td><td>障害者手帳等</td></tr> <tr> <td>住宅借入金等 特別控除</td><td>登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等</td></tr> </table>	社会保険料控除	国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書 ※紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。ねんきん加入者ダイヤル☎ 0570-003-004	生命保険・ 地震保険料控除	支払保険料の証明書	寄附金控除	寄附金領収書等	障害者控除	障害者手帳等	住宅借入金等 特別控除	登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等
社会保険料控除	国民年金、国民年金基金の保険料を支払われた人は、国民年金や国民年金基金の保険料支払証明書 ※紛失された人や届いていない人は再発行を受けてください。ねんきん加入者ダイヤル☎ 0570-003-004										
生命保険・ 地震保険料控除	支払保険料の証明書										
寄附金控除	寄附金領収書等										
障害者控除	障害者手帳等										
住宅借入金等 特別控除	登記簿謄本、売買・請負契約書のコピー、住宅ローンの年末残高等証明書等										

## ■この機会に「e-Tax」を始めてみよう

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用してすることで、所得税の申告書を作成し、簡単に提出することができます。

また、マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータル連携を行うことで医療費控除や寄附金控除、株式等に係る譲渡所得等が自動入力されます。令和5年分の確定申告からは、「給与所得の源泉徴収票」「国民年金基金掛金」「iDeCo」「小規模企業共済掛金」が連携機能に追加されました。

詳しくは、洲本税務署（☎ 24-1212）またはe-Taxヘルプデスク（☎ 0570-01-5901）へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。解説動画も公開しています。

## ■郵送や市民交流センターの預かりサービスをご利用ください

1. 申告に必要な用紙は、市民交流センター、市役所本庁舎に設置しています。

※e-Taxの普及により、税務署からの確定申告用紙等の配布枚数が大幅に減少しています。用紙が必要な人は洲本税務署（☎ 24-1212）へご請求をお願いします。

※市民交流センターには、申告書、農業・営業・不動産所得の収支内訳書、医療費控除明細書、添付書類台紙、申告手引書のみ設置しています。これらの書類以外は、市役所本庁舎または洲本税務署に設置しています

※ホームページ（国税庁または市役所）から用紙を印刷することもできます

2. 出来上がった書類は、市民交流センターの預かりサービスとして、市役所税務課（洲本税務署）へ引き渡します。

洲本税務署への転送期間は2月16日～3月6日のみ。市民交流センターでは、提出書類の点検や説明は行いませんのでご注意ください。

3. パソコンでの申告書作成や、電子申告e-Taxについては、国税庁ホームページをご覧ください。

4. 郵送する場合の宛先

所 得 税：〒661-8522 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号

大阪国税局業務センター阪神分室（洲本税務署担当）宛

個人住民税：〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 南あわじ市役所税務課宛

## 確定申告 所得税の確定申告・市県民税申告

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)まで

国税課☎ 43-5213

### ●所得税の確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算する手続きです。申告期限までに確定申告書を提出し、源泉徴収や予定納税で納めた税金と過不足を清算します。



### ■確定申告が必要な人

所得税などが発生する次の人には申告が必要です。

1. 事業・農業・不動産などの所得がある人
2. 保険の満期金や不動産などの売却収入等がある人
3. 給与所得者は、年末調整により所得税等が清算されるため、申告は不要ですが、次の場合は申告が必要です。
  - (1) 給与の収入が2,000万円を超える人
  - (2) 給与を1力所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得額（農業所得など）の合計が20万円を超える人（20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です）
  - (3) 給与を2力所以上から受けている、かつ、その給与の全額が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人
4. 公的年金等の受給者のうち、公的年金等の収入金額が400万円を超える人。また、公的年金等に係る所得以外の所得が20万円を超える人（20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です）
5. 外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある人

### ■確定申告をすれば所得税などが戻る人

次のいずれかに当てはまり、源泉徴収や予定納税で納め過ぎた税金がある場合は、還付申告することで税金が還付されます。源泉徴収税額がない場合は還付されません。

また、給与所得者や公的年金等に係る所得があり、確定申告の必要のない人が還付申告する場合は、その他の所得も申告する必要があります。

- (1) 災害や盗難にあった人
- (2) 多額の医療費を支払った人
- (3) 国や地方公共団体等に寄附をした人
- (4) 住宅ローンを利用してマイホームを取得・増改築した人
- (5) 年末調整していない控除額がある人

### ■市・県民税の申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所があり所得のある人は申告が必要です。ただし、次の場合は申告の必要はありません。

- (1) 令和7年分の確定申告書を提出した人
- (2) 令和7年中の所得が1力所からの給与または公的年金のみの人（遺族年金・障害者年金を除く）

※所得がない人は、所得が「0」の申告をしてください。国民健康保険税における軽減制度の適用や公営住宅入居の判定、所得証明書の発行などに支影響が出る場合があるためです

### ◆給付金や助成金も申告が必要です

農業や各種の事業等で、国等からの助成金をもらっている場合は、事業（農業）所得の雑収入または雑所得（業務）の収入に該当しますので申告が必要です。

（例）有害鳥獣駆除補助金等

### ▶有害鳥獣駆除の補助金収入も所得になります

補助金収入から必要経費（駆除にかかった経費）を引いて所得が出た場合は申告が必要です。

※各種の所得の合計から所得控除を差し引いて、税率を乗じて求めた所得税額から配当控除を差し引き、残額がない人は確定申告の必要はありません

### ◆雑所得（業務）と事業所得の区分の見直し

事業所得（営業・農業）と雑所得（業務に係る雑所得）については、その所得を得るための活動の規模や営利性によって判定されます。その所得の収入が僅少の場合などは事業所得に区分されません。業務に係る雑所得に区分されます。





